

## ■改正長期優良住宅法に関する説明動画の配信

国土交通省では、令和 4 年 10 月 1 日に施行された「改正長期優良住宅法」に関する長期優良住宅の認定制度の見直しの概要等の説明を（一社）住宅性能評価・表示協会のホームページにて配信しています。詳しくは下記をご確認下さい。

評価協会 URL <https://www.hyoukakyukai.or.jp/chouki/kaisei221001.html>

## ■改正都市の低炭素化の促進に関する法律に関する情報

国土交通省では、令和 4 年 10 月 1 日に施行された低炭素建築物の認定基準の見直しの概要を公表しております。詳しくは下記のホームページをご確認下さい。

国交省 URL

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000065.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html)

## ■改正省エネ法に関する情報

国土交通省では、令和 4 年 10 月下旬以降に公布・施行された共同住宅の外皮性能の評価単位の見直し、誘導仕様基準の新設等の概要を公表しております。詳しくは下記のホームページをご確認下さい。

国交省 URL [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

## 《会員紹介コーナー》

青年部会

### 『 最近の想像 』

執筆者 笹原 誠 （北見市役所 勤務）



大学時代に教授から「人は一日のうち、どのくらい建物にいるかわかる人はいますか」という質問があり、「移動時間以外はほぼ建物内にいる。だから人間は建物内の環境にとっても左右される」と言われ、その時は「そうだよな～」と軽く考えていたのですが、自分の家を建て、その言葉の意味が少しずつではありますがわかるようになりました。

我が家をより良い住環境にするために様々なものをDIYしてみようと思っているのですが、趣味の野球観戦（ホークス推し）や子どもと遊んだりなかなか時間が取れず、頭の中の想像のみ充実しているのが現状です。最初はベンチを作ろうか、棚を作ろうか、それとも調子に乗ってウッドデッキを作ろうかなど悩んでいるのですが、来年中には何か一つ自分で作ってみたいと思います。

機会があれば皆さんから初心者でも作るのが可能な物、若しくは家にあったらおしゃれでかっこいいものを教えていただければと思います。

日本語力がなく分かりづらい文章ではありますが、なんとか読み取っていただければ幸いです。

〈裏面へ続きます〉



いつまで続くのでしょうか・・・マスク生活にすっかり慣れてしまっている今日このごろ。改めて人間の順応力の高さに気付かされます。そんなコロナ禍において、自分時間が増えました。せっかくだから学びの時間にしよう！と、好きなワインや雑貨、家具について調べたり、時には税金の勉強をしたりしています。

～備忘録として～

先日、令和5年10月から始まる『消費税のインボイス制度』について、顧問税理士から説明を受けました。なにやらまた複雑な制度が始まる模様・・・。特に建設業界では、大きな影響を受けるといいます。この業界は、一人親方などの個人事業者の方が多くいらっしゃいますが、消費税を納めていない方との取引の際は、特に注意が必要とのこと。

消費税という税金は、2年前の課税売上高が1,000万円以下の場合、納める必要はありません。いわゆる免税事業者となります。現状では、元請け会社の消費税の計算上、消費税を納めていない免税事業者を支払った外注費でも、仕入税額控除が受けられるので、税務署に納める消費税から控除することができます。ところが、インボイス制度が始まると、消費税を納めていない免税事業者にいくら外注費を払っても、元請け会社の消費税の計算上は控除を受けられなくなるそうです。ようするに、免税事業者との取引は、元請け会社の消費税負担が増えるということになってしまうのです。この制度により、免税事業者との取引を検討、請求金額について価格交渉を行う必要も出てくるのだとか。

現状、免税事業者である一人親方の方々がどのような選択をしていくのか・・・期限内に必要な手続きが終えられるのか・・・そもそもこの制度を知っているのか・・・不安な要素が多いので、早めに熟考できる様、この知識を弊社取引先様へ共有することにしました。

ちなみに、6年間は経過措置があるようです。また、課税事業者を選択する場合、令和5年3月までに税務署へ申請書を提出し、登録番号を取得する必要があります。

※当該内容についてはあくまでも備忘録です。誤りがあった場合についても一切の責任を負いかねます。具体的な内容については税理士や税務署の専門家にご相談ください。